

大神佐伯氏の出現

東京都板橋区大宮口在住

会員 御手洗 一 而

南海郡都米水津村出身

一、「佐伯」について

風土記で海部郡・穂門郷の新設を知り、国司や郡司名から現在の郷土史の開闢となるが、鎌倉幕府の成立を中世のはじまりとするならば、その間に四世紀の歴史がある。それがちょうど前記の海部氏・佐伯部・佐伯氏出現の歴史となるので、郷土の地名となる「佐伯」から考えてみたい。

まず常陸國風土記の茨城郡系に

「古老曰、昔國策（俗語に都知久母、又夜都賀波岐という）。山の佐伯、野の佐伯ありき。云々」とあって、佐伯は朝廷の命をサへ（遮塞）抗する意とする。

そして、景行紀五十一年条に、日本武尊の夷俗を内國に移住させ、橋摩・讚岐・伊予・安芸・阿波の五國に佐伯部を設置する伝承がのせられる。このことは諸説があるが、大化前代、五六世紀のある時点で設定されたとなししている。（井上博士説）

橋摩國風土記の神前郡に、多馳里のところで、佐伯部等始祖阿武乃古、申欲請此土として、天皇に直接願い

出た記事があり、仁徳紀にある佐伯直阿能胡と同人とされる。

「姓氏録」には、佐伯直は景行天皇皇子稻背入彦命の後として、男阿良都命が、橋摩國に居住していた倭因へ佐伯部を統轄する命を受け、志神朝に佐伯直の姓を賜わったとある。これは橋摩國の佐伯直始祖の説明であるが、仁徳紀三十八年の条には、安芸佐伯部の祖の語がある。

このように、各國の佐伯部が佐伯直（阿能胡）に統轄され、中央の伴造で管掌されるが、時代が経過して仁賢朝五年になると、「普く國郡に釐れ七州たる佐伯部を求む。佐伯部仲子が後を以て、佐伯造とす」とあって、佐伯部の古い組織が、佐伯造の管轄下に新しく再編成されたことになっている。

以上は、倭因による佐伯部の歴史であるが、同じ佐伯でももう一つの佐伯がある。

軍事職を任務とする大伴氏と同祖の佐伯氏である。この佐伯宿禰については「姓氏録」に大伴宿禰同祖。道臣命七世孫室屋大連公の後也とある。そして、この佐伯氏名はいつ頃からかという起源が問題になる。

一説には、佐伯部は異民族である蝦夷によって組織された部で、宮廷警衛の任務に使用されたものであるという説があるが、津田博士は否定的な見解である。

古い年代順に伝承の日本書紀をみても、景行紀には、蝦夷についての「是本より驅しき心有りて、中國に住ましめ難し。故、其の情の願の隨に、邦畿之外に班らしめよ」とあって、倭虜となつてすぐ宮廷の警衛に当たるとも考えにくく、またその上司が佐伯宿禰一族であつても、佐伯賜姓の記事を見ることは出来ない。

この佐伯氏については、左京神別中の大伴宿禰に「雄

略天皇御世。以入部教負賜大連公。奏曰。衛門閥之
務。云々」として是大伴佐伯二氏として、雄略朝に大連
公を賜わったとしても佐伯氏の起源はない。私の知り得
る限りでは、氏名としては舊摩の佐伯直が一番古いよう
である。

佐伯博士曰、宮城十二門の門部の考察から、仁徳紀の
淳田佐伯部の系から、佐伯部も久米部とならんで、膳夫
の性格があると思ふ。その中に、「佐伯部不敏近於
皇居」から逆に佐伯部は皇居の近くにおつて、つねづね
狩獵に従事し、樹射(射上り)におたつていたことが考
えられるであろう。「サヘギ」は「塞まる」の意味で、
衛門に古くからたがはずおつていたことによる名称である
うけれども、「——」として、あなたも賊を宮廷から塞ぎ
るといふ解を付けている。なおこの門部の語は、佐
伯氏が佐伯門を守る記事で、延喜以後の問題である。

このように資料がないせいでもあるが、結論として、
佐伯直と佐伯宿禰の關係は明らかでないままでいる。
私見では、先に佐伯造の新編成の時点と、大伴氏佐伯氏
の軍事勢力擴張時期から考へあわせて、なんらかの族割
係が生じてもよいと推察している。いずれにしても六
世紀頃、大化前代の話である。

不明の点をそのまま書いたのは、「佐伯」の地名に關
して、豊後國司に任命された久良麻呂は、賜らば佐伯
宿禰の一族であり、徳門郷に移住したという佐伯部が、
いつ入郷したかに關連するからである。

それには、前記した当初の佐伯部の性格が問題である。
畿内から外の五か國、海部郡に近くは伊予であり、安芸
である。これらの國を巡んだ理由について、又倭國につ
いての専門的な考察を私は知らない。ただ隨想風に推察

を許されるならば幾多の理由はある。①奴隸的な性格、
②國內人との同化、③防人としての役目、④未開地への
開拓等である。そして、その配置が瀬戸内海の交通要
路から西へ向かつていることである。

五六世紀に設置されたこの佐伯部が、九州における防
人的な使役は、養老四年(七二〇)の大伴旅人の隼人謀伐で
ある。応神八幡神は、この隼人征伐の功により神龜二年
(七二五)に官社に列せられるが、同年に、額表倭國の移配
として、筑紫に五七八人、伊予に一四四人という記事が
「続日本紀」に見える。

このことは、七五〇年豊後風土記の撰進時期にあたる。
そして、豊後國の整備とともに、天平七年(七三五)には新
任の豊後少藤原成成の名があり、豊後守佐伯宿禰久良麻
呂の任命が神護景雲元年(七五七)であり、空徳七年(七六六)
には新左衛門尉の移配が、大宰府管内諸國に三九五人と
ある。

以上が大體「佐伯」という問題を考へる年代の史料材
料である。

またして、佐伯倭因はいつ徳門郷に入つたか、幾つか
の問題点を列記してみたい。

① 景行紀五十一年条に於る伊予・安芸を合む五國に佐
伯部を設置した同時期に、のちの徳門郷にも設置した
とみられるかどうか。

② 右の時点以後、時代が下って伊予も安芸から移配さ
れたとする場合、なおかつ考へ方をすれば、距離
的に近い伊予からは、中央からの命令とは別に、同族
のあつたから分派の亡命も考へられる。

③ 前記神龜二年の移配と、新羅・郷の設置と關係があ
るかどうかが、この時期は、防人とパイオニア的要素が

考えらる。

⑤ 佐伯久良麻呂の任用と佐伯部の誘置、但し、佐伯造が佐伯大連(宿禰)に統合隸属された場合とみる。

⑥ 空襲七年の大宰府管内の移配。

こうして分析してみると、佐伯部移住の最終極限年代は、空襲七年(七七六)頃までとみてよいが、果していつまでか上れるか、佐伯地名起源となる佐伯部の移住説にしても、佐伯久良麻呂説にしても、速断しかねない複雑な要因が含まれている。

先ず豊後水道を警固するには、伊予・豊後と两侧から防備するのが理想である。しかし、諸国の例をみると、佐伯部の統轄は地方国の直(直、直轄)や国造が通例となっている。だから郡の振替はなかつた。左景行朝時代に、海部郡徳門郷に佐伯部の移配はどうかであるか。私は伊予に統御し得る中央と直結した地方国の形態が問題であるかと考えている。

豊後国では、やはり九州の諸国分置(持統朝)や、四司・コオリ制への移行時期が一つの視点であろう。

この視点から和名抄の郷名をみると、美濃国多芸郡、越後国磐船郡、丹波国桑田郡、備前国磐梨郡内に佐伯としての郷名があり、そのまま郷名として記されているのは、安芸国佐伯郡だけである。伊予国宇和郡には見えないうが、宇和島の佐伯町はその名残りであろう。このことは、佐伯部の移配が新郡名となるのは安芸国だけで、伊予国などはすでに宇和郡が振替えており、その中の一地域として佐伯町の名をとどめ、佐伯部伊予地方国家の組織下に組み入れ統御し得た証拠ではないかと思つてゐる。徳門郷を考える場合、徳門郷内の野や海部氏との関係

も考慮しなければならぬが、郡名から郷名を作るのは徳門の名を帯びてゐるから初期の国作りであつたこと、いかえれば、豊後風土記の編纂時期には、カキに佐伯部の移配があつたとしても、その祭辰段階を云々する実態ではなかつたと解釈している。そして「佐伯」の呼称は、中央からあるいは大宰府からの移配指令によつて、移住場所と「佐伯とする」という性質のものではなく、むしろ「佐伯部民のいた所」とか「佐伯か」とか住民の口で伝えられた伝承から生まれた呼び名の方が、自然ではないかと思つてゐる。

また、佐伯部民の防人的性格から考えると、当初は山賊海賊追捕の任も与えられたのであろうが、後年純友の乱の前には南海諸国に警固使をおくのは承平三年(九三三)のことと、津久見の警固屋の地名を警固使のいた所から起つた地名とするならば、それは承平以後であり、佐伯の地名呼称も大化前代より古くからあつたとも思われないうる。

いずれにしても、佐伯部民入郷時期あるいは徳門郷における祭辰熟化の時期と、佐伯宿禰久良麻呂の豊後赴任とが、大體において同時代であるところ、佐伯地居呼称が二説にわたる皮肉がある。しかし、豊後国府や海部郡家が徳門郷の現在の佐伯地方を公に、「佐伯」と呼ぶのは、伝承が固定化するもう少し後のことであろうと推察している。その間にあるいは佐伯部民を、強烈に印象づける事件があつたかもしれない。

そして、「天慶四年(九三三)豊後国海部郡佐伯院に賊徒襲来」として、本朝世紀や大宰府解文に「佐伯院」の文字を見るのが、文献上の「佐伯」の初見である。大分推測の私見と交えたが、佐伯呼称が本旨ではない

ので、おしる問題の提起としてうけとめてほしい。

二、九世紀の徳門郷

八世紀が佐伯久良麻呂、海部公常山の善政と徳門郷が開拓されたから、九世紀にはわざわざ「三代実録」にある仁和二年（八八六）大神良臣豊後分任命の史実だけである。しかしこの一世紀の間は、海部氏、佐伯部氏、大神佐伯氏三者の、徳門郷征臣に關する始動があることを見逃すことはできない。

徳門郷の望を、郷土史家が現在のどこに比定しているか。不勉強の私は知らないが、香近川流域の弥生式遺跡から海岸部各地にみる古墳まで、原始佐伯人の先住が明らかになり、海部直（公長世）の一族が徳門郷を開拓しつつある頃、前述したいつかに佐伯部の移注が考えられ、八世紀の後半までには海部公の善政もあって、官倉である佐伯院も設置されたものと思われる。記紀の諸説によつても、当時の佐伯部は地方有長である公世君姓の「直」で管掌されているから、のちに総友の藤原記事に見える「佐伯院」の呼称が、当時かりに「徳門ノ院」でなくて「佐伯院」であつたかどうかは疑問であるが、いずれにしても正史に残る海部公の善政時代は、従来の海部海人族と、移住してきた佐伯部の海人族との關係は、たいした問題もなかつたものと思われる。

以後文献で見える徳門の名と海部氏の行跡は皆無であるが、のちの佐伯是基を知る限り、支配の交替は容易に察知される。つまり両者の同化の中に、開拓者の冒険者（佐伯部）と保守的守海部氏、興亡は、歴史の流れの中によくみられることである。

資料のないこの時期は、無理に史料を求めるとすれば、一つは五所明神も大宮八幡宮の伝承にある創祀であり、もう一つは、増村先生が佐伯郷土史に引用された「某氏の古位牌の語である。

五所明神社について鶴藩略記によれば、慶長十一年佐伯城築城のとき、五所明神祠宇を修造し、鬼門の鎮護に於て、けたし神社は大同元年（八〇六）創むる所にして、次の五神を合祀する故に五所明神と名づく、としている。

- 春日（大日靈貴神・天兒摩根尊・武甕槌神・経津主命）
- 梅宮（酒解神・酒解子神・大若子神・小若子神）
- 住吉（底留男神・中筒男神・表留男神・神功皇后）
- 加茂（加茂別雷命・大山咋命・玉依姫命）
- 稻荷（倉稻魂神・太田命・大宮姫）

以上の五神が、いつ、どのような経過を経て合祀されたか不明だが、「佐伯史談（四五号）」で、佐伯部の海民の祭神について、宗像神・住吉神・雄神について佐藤先輩が指摘されている。大同元年が九世紀の初頭であるとすれば、以上の五神の中から、海部氏の族神を探し得ないだろうか。一つの研究課題になると思つている。

大宮八幡社については、同じく鶴藩略史に

文永年中、佐伯惟久楊やる所の社殿上棟文今尚存す。其文は銷滅して唯大同二年大宮祠の七字略く約弁すべし。是に由りて之を考ふれば則ち大同二年の創建亦疑ひなきに似たり。

とある。大宮八幡が、大神佐伯氏による宇佐神の勧請であることはいまでもないが、惟久の時代は、大同二年の創建

とあるところを意裁がある。戸宍が文字通り原始人の穴居の跡とされるのは、昔から住み良い場所であり、集落地として祭展した所とみなされる。そして、大同二年と及、果して何族が祭祀したものであろうか。也がては大神佐伯氏によって宇佐神に習合されるが、兩社創建の伝承とも、大同年間海部公善政の時代を裏づけるものではないかと思つてゐる。

次に「某氏の古位牌」の跋である。

この跋は、増村先生が「佐伯郷土史・前編」の中で、王朝時代の佐伯の首都を決定すべき、唯一の資料としてゐる。「大正年間関東地方の某氏が、その先祖の墳墓を求めて携へ来つた古位牌」が出所である。

位牌の裏面には、「佐伯城下二里南、一丁上ニ登り、八丁四面平地アリ 三十八人戦死其地埋之 十月廿七日也 当己巳年十二月」と記されている。

増村先生は、市福所の「蒼龍塔」と、三十数基の五輪塔群（中には「建武」の年号の彫られているものもあるという）の場所から逆算して、佐伯の古代首都を下城あるいは上城と比定している。確かな計測には信びよう性があるが、位牌の表書が氣になる。表面には二名の戒名とその没年が記されている。天安二年（八五八）と、貞觀十五年（八七三）である。

前記三十八人の戦死と、三十数基の五輪塔群は、約同数とみなされ、由北朝時代のある事件を連想させるのに充分である。これと「蒼龍墓」との関係等は、佐伯地方の南北朝時代を考察する良い材料である。少し余談を加へれば、建武三年に佐伯備前権守に於て夫尊氏の教書に於いて、佐伯山城権守（備前権守とて代権仲の孫惟賢）への、所付八郎兼重談伐の尊氏の催促状が、佐伯文書として郷

土史にのせられてゐるが、乃ちこの山城守は尊氏に從わなかつたものか、尊氏に佐伯莊を没収されてゐる。貞和二年のことである。山城守が、當時勤王一筋であつた菊池肥前守と義兄弟であつたことが想像されるが、この山城守も也がて大友勢の一員として、筑後川の戦では宮方に反してゐる。これらのことは、九州諸侯にみられることであり、佐伯地方の各地に、南朝・北朝の両年号が刻まれた五輪塔が残されてゐることも明らかである。そして佐伯氏の一族が、宗家庶家とも完全に同一歩調をとつたとも思われず、菊池勢と組んだ一派が、悲惨なめにあつたことも考えられる。この時点で、菊池氏の残党が畑ノ浦に落ち伝承として残されるのも、充分な正当性がある。いずれにしても、佐伯地方の南北朝時代は、別の機会に綿密な考察が必要である。

話を戻さねばならぬ。

古位牌の当主が、王朝時代の佐伯の主都を比定できる資料を与えてくれたが、少々くとも三十八人戦死の事件と、前記の天安二年と貞觀十五年とを結びつけるわけにはいかなない。

ここで九世紀の中頃に、大神佐伯氏の佐伯地方進出が問題になるが、後述するとしても、文実にみる限り、豊後公大神長長の任命が仁和二年（八八三）とあるから、この場合考へなくてはよさそうである。すると天安・貞觀の時代は、海部氏と佐伯部氏氏の時代である。

旧青山村の市福所近くには、「お倉屋敷」等の名前が残つて、院倉の所在について考へさせられるが、天安二年（八五八）とは海部公常山が海部の大領として、外従五位下を授けられた延暦四年から、おが七十四年後のことである。かりに前記三十八人戦死の事件が遺物の五輪塔

群から、南北朝時代の出来事と仮定するならば、古位牌の没年記載は何を意味するのであるか。単に箇づけの左めに事件を古い九世紀の中頃にうつけたのであろうか。単なるあてずっぱりの年代とも思えないでいる。

天安二年、貞観十五年とは、海部公善政の延暦四年(八五〇)と、佐伯是本が桑原生行らによつて、佐伯院が襲われ天慶四年(九四〇)の坂中問点である。私史のちに海部氏との牽線や、政權交替の兆を意味する。何かが起つては不思議ではない時代である。佐伯部氏の佐伯院襲撃は、一朝にして起つたものではあるまい。小説ならば「倭囚の血が騒ぐ」とか題して、佐伯倭囚の怨念の蓄積を考えている。

そして、「天安二年・貞観十五年」以下、日付まで戻つてきりしているこの年代こそ、ある種の事件は別にして、古位牌のある某氏の家に残された伝承として、消すことのできない貴重な目付であるのかも知れない。してみると、某氏とは原始佐伯人から海部氏の血をひく系統かも知れないし、あるいは佐伯部が流れていく、のちに大神佐伯氏に統合された一族かも知れない。

いずれにしても、海部氏や佐伯部氏の一統は、大神佐伯氏に制圧されることになるが、緒方惟宗の弟が文献に現われるまで、十世紀十一世紀と時代を追つてみたい。なぜならば、徳門郷の中世の歴史は、大神姓佐伯氏に代表される歴史だからである。

三、大神姓佐伯氏の出現

前項で九世紀の徳門郷をめぐり、十世紀になって初め

て「天慶四年、佐伯是基が海部郡佐伯院を襲う」という文献によつて、当時徳門郷の南部であつた現在の佐伯地方が、明確に「佐伯」と呼ばれていくことがわかる。そして、海部氏と佐伯部氏との衝突、つまり体制側と反体制側との小競合いも、純友の乱を境にして緒方惟宗の出現まで、十二世紀の後半まで史料や資料らしきものは皆無である。すなわち、海部氏と佐伯部氏の政權交替が、佐伯是本の政府軍捕獲によつて、佐伯部氏の興亡までも歴史の中で消滅させることになる。そして、吾妻鏡に収める治承五年(一一八三)の緒方惟宗の活躍まで、約二世紀の間、徳門郷の統治は佐伯某の荘園化まで、歴史の謎に包むこととなる。だからどうしても大神氏と徳門郷との関係を考察しなげればならない。このことは中央政權の弱体化と、地方豪族の武士化と関係があり、大神氏(豊後)の出自までさかのぼらねばならない。

今までは豊前大神氏と豊後大神氏とは、厳然と区別されてきたが、中野博士の研究によつて、豊前豊後の大神氏が同族であることが立証されてきた。しかし、豊前豊後の大神氏に加えて、日向大神氏との関係や、大神惟基の出自など、あまり問題が多すぎると、その論拠となる資料を整理してみたい。

(中野博士「豊前豊後大神氏の研究」による)

- (1) 大神比叡の字佐入りは六世紀の終り。
- (2) 雄黒麻呂の子が小山田・祝の二家に分かれ、小山田大神氏は弘宗の子から「貞」と通名とし、祝大神氏は宮次の子から「宮」と通名とする家と、「惟」の通字を用いる家に分かれる。
- (3) 天智勝宝二年(七五五)、八幡神と大野郡(緒方部)・日向見湯郡・白井郡との関係がでる。比咩神封戸として貢進される。

(4) 天平勝空六年(七五五)、大神氏失脚、田麻呂・社女配流、田麻呂二年後復歸するも、社女の日向配流

(5) 大分郡に天長四年(八二七)十月、金龜が由原に八幡を勧請し、由原宮を造立。

(6) 仁和二年(八八六)大神良臣豊後介に任命され、寛平五年、子の茂後大野郡大領となる。惟基を茂後の子とする説あり。

(7) 寛平(八八九)から寛弘(一一〇二)にかけて、宇佐宮封戸が莊園化する。以後とくに長元八年以後、宇佐氏五代の時代に於ける。この時期に大神氏は小山田・祝の二氏に分かれる。

(8) 寛仁三年(一一〇九)、日枝社(臼杵京深田)・丹生津留島、所領を宇佐宮に寄進。

(9) 大野 宮の成立を十世紀をいし十一世紀とする。平安初期から中期にかけて、日羅及大神大野氏が緒

(10) 大野庄に神角寺を、大神白杵氏は蓮城の名の下に、宇佐宮領丹生津留島に満月寺を造立し、石仏彫造の推定。

(11) 豊後大神系図と都甲本による山香郷司との時代考案から、大神惟基は、文献上に実名の大神惟基・緒方惟榮・佐伯惟康等の五代の祖にあたる。

(12) 惟基の長子である高知尾太郎又曰四郎の「高知尾」は、和名抄は智保郷であり、古風土記は智鋪郷と書き、「高知尾」は其化によって生きたと呼称とみなされる。

以上、大神氏と佐伯氏との關係を、推察し得る年代順に箇条書きにしてみたが、大分県の歴史年表をみて、十世紀にみるべき記事はない。だから私は、大神氏の十

世紀における徳門郷遷出を考えたのだが、察してどうであるう。

先ず惟基の出世について三説あるのは周知の通りであり、高千穂頭神の神子説は別として、茂後の子とする説は、惟基の出世を弘仁二年(八二二)とする限り、同代であるから話はめまこしくなる。しかし生年の年代が違ふことは後述する。

そして、中野博士の考察による論究、つまり、前記の年代、高知尾莊化名のある長子の父であること、祝大神氏の宇佐氏から排斥される時期と、「惟」と通名とすること、八幡神を祀ることとその年代、石仏彫造の時代、これらが一致する年代と、あわせて大三輪の神婚伝説(按岳頭神と宇佐神の融合)等を綜合すると、

「大野大神は宇佐祝大神の熊流である」と推定せざるを得ないこと、その年代は十一世紀莊園制發展期とし、この時惟基が大野郡領として入部し、關係各郷の郷司職を獲得して、郷の莊園化と共に在地領主化して行った。」と結論する説は正しいと思う。

では、天慶の乱まで続いた海部氏と佐伯部氏の徳門郷の歴史の中に、十一世紀初頭に惟基が大野郡に入るまで、大神氏の影響は全然なかったか、か、これからは、おもしろ不明な点、疑問点と随想ふうに記してみたいと思う。

その前に、天慶の乱の佐伯長本(是基)と、大神惟基が同一人物であるかどうかという問題がある。中野博士説では一世紀のずれがあるから、惟基の生年、没年など全然問題外であるが、この場合の惟基は、次代の五子へ郷名記入のある父である人物についてのまいえることで

あつて、豊前大神氏と大野郡との關係は、前記(3)の天平
勝宝頃からあつたことを考へねばならない。佐伯郡民の
全盛時に出現した佐伯是本と、当時の大神氏の勢力が比
肩し得るものかどうか。私は否定論であり、是本と惟基
が別人であることには当然として異議はないが、この十
世紀の大神氏と惟基の五子について、関連して疑問をも
つたからである。

第一の疑問は、惟基の五子に記入される郷名について
である。

高知尾太郎(政次)・阿南惟季(阿南次郎)・植田季定
(上野大夫)・大野基子(大野八郎)・白井惟盛(三重九郎)

この郷名は、豊後大神氏の郷司獲得、勢力伸張を示す
ことといふまでもないが、果して惟基及びその子の時代に
に一樣になしとけられたものであろうか。私見では、惟
基以前の大神氏(惟の通字をとらない)にその素地を認めな
いわけにはいかない。だから十世紀の大神氏に問題を求
めたくするし、郷名自身にも不詳な点がある。

前記(3)の時代、つまり第一期の大神氏失脚時代に、
大神社女の日向配流から、日向大神氏と田部氏、三田井
氏との關係は容易に考へられるが、大野郷はどうかであ
らうか。宇佐宮に貢進された大野郡緒方郷と管理者との關
係は、時期的に宇佐氏より大神氏とするのが自然では
ないかと思つてゐる。そしてこの推定から、佐脇氏が比
定される惟基の生年を伝へられる弘仁年代と大神氏の基
盤は、充分考へられる年代であると思つてゐる。

そこで私は、由原宮勸請の時代から大野八幡社の關係
に興味をもつたが、それは中野博士の考証によつて、由
原宮は天長年中(八二四-八三三)に勸請されたらしいが、大
野八幡宮は十世紀ないし十一世紀の成立であることを知

るにどまらなかつた。そして大神佐伯氏系圖の一つに、惟基
一惟季の子がれ子である順序が、阿南一上野一緒方とし
て、郷名と由原宮との關係から、大神系圖再考の必要を
説かれていて参考になつた。また由原宮の造文について、
「必ずしも神前郷の郷民層からのよりあがりによつて成
長した祭祀集團に原始始神社が祭展して宇佐別宮に在る
という、あたかも新進地系莊園に在る領主と莊官の關係
を想定しなくとも、ある程度の國術系官人の結ぶつきさ
考へさせられる論であつた。

もちろん博士の論究は、惟基と宇佐八幡一上野八幡と
織ふ祭神の問題や、信仰史研究の専門の立場であるが、
私の視点はそんなむつかしいことではない。天長年間か
ら大野八幡成立までの大神氏の動向であつたが、資料の
ないせいから、それは満たされなかつた。

こうして天平勝宝(七五五)の時代から、豊前大神氏と大
野郡との關係を認めながら、十一世紀初めの惟基の時代
まで、大神氏の動向は何一つ知ることが出来なかつた。

強いて資料を求めるとすれば、前記(8)の寛仁三年(一
一七二)が十世紀に一番近く、この時丹生津留島(白井郷)が宇佐
宮に寄進される史料から、隣郷である懸門郷にも、大神
氏の影響が少しはあつたのではないかと推察するしか方
法がない。しかしこの丹生津留島、日枝社領の寄進も、
六郷山総鎮守日枝社との關係も考へるべきで、寛仁三年
の年代が、大神惟基の時代か、あるいは惟基以前の大神
氏に關連するものか、または由原宮勸請によつて生じた
大神氏支流のことでは度外視してよいかなど、全く不明で
ある。

だから、九・十世紀における佐伯郡民と大神氏との連
繫は、仮にあつたとしても強固なものではなく、悪名を

連ねる豊後国司のもとにあって、保守的を忠実な能吏型であった海部氏一族は、時代の流転に反撥した佐伯部民一族の、あわれな犠牲者ではなかつたかと考えている。その結果、新支配者となる惟基系譜の大神氏が歴史上に現われるまで、かなりの時間的経過があることになる。

第二の疑問は、では徳門郷(佐伯荘)は北からの影響(白井荘)か、西からの影響(三重郷)かということに關連して、前記した惟基五子の郷名について、とくに白井惟盛について多くの問題がある。

中野博士の書き方によると、惟基の子の場合には、日向白井、豊後大分、大野郡の各郷名がみえるところとして、白井について海部郡ではなくて、日向白井郷に比定しているようにもとれる。そしてこの白井惟盛には三重九郎という別呼称がある。このことは先ず既述された大神社女一族との關係を無視できないこととなる。長子の高千穂政次に「惟」の通字のないこと(三尊氏の通字に關係があるかどうか)、そして大分・大野郡の伸張は、あたかも南から北への勢力伸張過程を表示するようにもとれる。しかし、高千穂が莊化後の呼称であるとすれば、惟基が一歩先に姫岳羽神と宇佐神の融合に力を入れたのは、古代からの常套手段とも理解され、大神社女一族の親縁關係からは、もつとも入部し易かつたことにもなる。

次に、緒方郷を拠点にしてその發展過程を考える場合、阿南・穂田・大野・白井と一見問題もなさそうであるが、系圖をみると、白井惟盛の系統に關して不思議な現象に気がつく。すなわち、惟盛の子が惟衡であり、その孫惟用から白井惟隆と緒方惟栄がでて、惟用の弟が三重惟家であり、その子が戸次惟邊と佐伯惟康を名乗っている。つまり、本拠である緒方や隣郷の三重は、一旦白井に勢

力を張つた惟盛の係累から、逆コースで勢力伸張の経過をとっている。地理的に古代から交通の要路であった三重郷を中心にか考えるのがもつとも自然である。古代の官道である駅は、三重郷を中心に西に直入駅、北に高坂駅、北東に丹生駅、南に小野駅と広がっている。

ここに白井惟盛が三重九郎と註釈される原因がひそんでいふところがある。緒方郷を根拠とした惟基は、その勢力を拡張するに當つて、先ず一族の關係のある日向に入り、次に宇佐八幡の別宮のある由原宮の地、阿南・穂田に手を伸べし、最後に末子の惟盛が残ることになる。そしてすべての交通路の基点は三重郷である。しかし交通の要路であった三重郷は、それだけに國衛の力の強い所である。惟盛は容易に三重郷に根を下ろし得なかつたので、なかつたのか。だから破された白井荘に入ることになる。この間の事情が三重惟盛であり白井惟盛ではないかと推測してみた。

以後、各郷は莊園化とともに、谷氏はあるいは名主となり、のちに地頭として武士化するが、佐伯惟康氏、系圖上ではあくまでも三重惟家の出自として、三重郷から佐伯に入部したことになる。しかし、惟家以後三重の肩書きを見ないのは、三重郷がいかに國衛の力が強かつたかを物語るものであろう。

そして、三重惟家・佐伯惟康父子の政府との關係、つまり三重郷を通じて大宰府との因縁が、源平合戦に平家方として、緒方惟栄や白井惟隆の源氏方と別行動をとらせられた原因ではないかと思つてゐる。

ともあれ、佐伯三郎維康の名は、源平盛衰記の「谷来会者武者中に見え、これが大神佐伯氏の文獻に現われる初見である。」

(おわり)